

都道府県社会的養育推進計画の策定について

1 策定の趣旨

平成 28 年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であり、その最善の利益が優先されるという、法の基本理念が明確化され、理念の具現化に向けて、国において、今後の社会的養育の在り方とそこに至る工程を示した「新しい社会的養育ビジョン」が策定された。

この新しい社会的養育ビジョンに掲げられた、「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」に係る取組を計画的に進め、子どもの最善の利益の実現を図るため、現行の「家庭的養護都道府県推進計画」を全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとされた。

2 策定の経緯

○平成 28 年 6 月 改正児童福祉法施行

法制定時から見直されてこなかった理念規定の改正など、社会的養育に関する抜本的な改正の実施

- ・子どもが権利の主体であることを位置付け
- ・子どもの家庭養育優先原則の明記

○平成 29 年 8 月 新しい社会的養育ビジョン策定

国の有識者検討会が「社会的養護の課題と将来像」(H23 年 7 月)を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ

◆概要

里親等委託率の向上

- ・乳幼児 概ね 7 年以内に 75%以上(3 歳未満は概ね 5 年以内)
- ・学童期以降 概ね 10 年以内に 50%以上

施設の小規模化等の推進 (概ね 10 年以内)

- ・小規模化・地域分散化
最大定員 6 人、職員の複数配置
- ・多機能化・機能転換
里親支援や地域の家庭支援の実施

現行の家庭的養護都道府県推進計画* (H27~H41) の改正

※平成 41 年度末までに、ユニット化された施設本体、グループホーム・施設分園、里親への措置割合を各 3 分の 1 にすることを目標とした計画

○平成 30 年 7 月 都道府県社会的養育推進計画策定要領の発出
国から新しい計画に盛り込むべき内容をまとめた策定要領が発出され、この中で平成 31 年度までの策定を明示

3 都道府県社会的養育推進計画の内容

(1) 性格

「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、平成 28 年改正児童福祉法が求める「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現を図るため、国の策定要領に基づき策定するもの（児童福祉法上の規定なし）

(2) 基本的考え方

- ・改正児童福祉法の新しい理念である「子どもの権利保障」と「子どもの家庭養育優先原則」の実現
- ・「新しい社会的養育ビジョン」の基本的な考え方を踏襲
- ・これまでの地域の実情は踏まえつつ、国における目標を念頭に計画期間中の具体的な数値目標を設定し、進捗管理を通じて、取組を強化
- ・当事者である子どもや保護者など支援の対象となる者、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見を適切に反映

(3) 計画期間

平成 32 年度～平成 41 年度（5 年ごとの 2 期に区分して策定）

(4) 記載事項

別添【参考】都道府県社会的養育推進計画記載事項のとおり

4 山口県の対応

今後、福祉、医療、法曹、行政、学識経験者等で構成する策定委員会を設置して、計画の具体的内容を検討